

X BODY JAPANクラブ会則

第1条（会員）

1. 本会則に同意し、本会則第6条第1項による入会申込を行い、本会則第6条第2項により会員資格を取得された方（法人を含みます。以下同様とします）を「X BODY JAPAN」（以下「本クラブ」といいます）の会員（「X BODY JAPAN 会員」を指し、以下、単に「会員」といいます）とします。
2. 会員は、本会則が適用されることを前提として本クラブの施設を利用することができます。なお、本会則で規定される条項に同意しない場合は、会員は本クラブの施設を利用することができません。

第2条（目的）

本会則は、会員が本クラブの施設を利用し、健康維持と健康増進を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）

本クラブのすべての施設は、管理・運営会社である「有限会社X BODY JAPAN」（以下「会社」といいます）が管理、運営します。

第4条（会員制）

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員による本クラブの利用範囲、条件および特典ならびに会員種別については、別に定めるものとします。

第5条（会員資格）

1. 本クラブの会員資格は、以下の項目すべてを満たす方に認められます。

- (1) 健康な方
- (2) 本会則に同意いただいた方
- (3) 暴力団関係者でない方
- (4) 会社が別途定める入会基準を満たす方

2. 会員は、会社に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき 関係のないことを保証する義務があります。

3. 会員は、会社、会社のスタッフおよび他の会員、または第三者に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証する義務があります。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の義務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 会社は、会員が本会則のいずれかの規定に違反する場合、取引もしくはサービスの利用を停止し、会則を含む会社と会員との間の契約一切を解除することができます。

第6条（会員資格の取得および個人情報変更手続）

1. 本クラブへの入会を希望する方は、会社所定の入会申込書に必要事項を記入し、会社に入会申込を行ふこととします。
2. 前項の入会申込を行つた方で、第5条第1項各号の要件を満たす方は、入会手続時に定めた利用開始日（以下「利用開始日」といいます）が到来した時に、会員資格を取得するものとします。

3. 会員は、会員が会社に提供した会員に関する情報（以下「個人情報」といいます）に変更があったときは、速やかに会社に申告するとともに、会社所定の方法により個人情報の変更手続を行うものとします。

第7条（個人情報保護）

1. 会社は、会社の保有する個人情報を会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
2. 会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。会社は、個人情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第8条（諸費用）

1. 会員種別毎の諸費用（入会金や月会費等を含みますが、それに限られません。以下同様とします）の内容は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らの会員種別に応じた諸費用を会社が指定する方法により支払うものとします。
3. 一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還されません。
4. 会員は、諸費用の支払を遅延した場合、会社に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第9条（諸規則の遵守）

会員は、本会則および施設内諸規則等を遵守し、本クラブのスタッフの指示に従うものとします。

第10条（禁止事項）

会員は、次の行為を禁止します。

- (1) 本クラブの施設・器具・備品等の損壊や備え付け備品の持ち出し行為
- (2) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- (3) 刃物等の危険物の本クラブ内への持ち込み行為
- (4) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為
- (5) 高額な金銭、貴重品等の本クラブ内への持ち込み行為
- (6) 本クラブ内の秩序を乱す行為
- (7) その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為

第11条（損害賠償責任の免責）

- 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第12条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員は、その一切の損害に関する責を負うものとします。

第13条（会員資格喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- 第17条に規定される退会手続が完了したとき
- 第18条に規定される除名処分を受けたとき
- 会員本人が死亡したとき
- 破産・民事再生・会社更生・会社清算等の申立があったとき、または任意整理の申し出があったとき
- 第6条で規定される入会申込手続を行い、利用開始日が到来して会員資格を得たにも関わらず、利用開始日の翌日から所定の期間内に利用を開始しないとき

第14条（所持しているクーポンの譲渡）

会員については、同一種別の会員資格を構成する会員間に限り、所持しているクーポンを共有または譲渡することができます。

第15条（会員種別変更）

1. 会員種別の変更は、次の各号に該当する場合に行われます。

- 既存の会員種別の該当条件に一致しなくなった後、所定の期間を経過したとき
- 会員が、既存の会員種別とは異なる会員種別への変更を希望しなおかつ変更先の会員種別の該当条件に適合すると認められるとき

2. 変更前の会員種別の諸費用が、変更後の会員種別の諸費用を下回る場合には、会員は、その差額を支払わなければ会員種別の変更ができないものとします。

3. 変更前の会員種別の諸費用が、変更後の会員種別の諸費用を上回る場合でも、その差額の払い戻しは行いません。

4. 会員種別の変更に伴う諸費用の変更は、会員種別が変更された月の翌月から行われるものとし、日割り計算等は行われません。

なお、会員が、会員種別の変更希望を申告するタイミングまたは会社による会員種別の変更タイミングが、当該月における諸費用の請求額の変更可能期限以降となった場合には、当該月の諸費用は、変更前の会員種別に基づき請求させていただきます。

この場合、変更前の会員種別の諸費用が、変更後の会員種別の諸費用を上回る場合でも、その差額の払い戻しは行いません。

第16条（休会）

1. 本クラブの会員には、休会制度があります。

2. 休会は、会員が、少なくとも1か月以上本クラブに来店できない見込みである場合に、本クラブのスタッフに対して休会届を提出し、休会を行いたい旨を申告することにより行うことができます。

3. 会員が休会を行う場合、会員は、休会期間中、諸費用の支払義務を負わないものとします。なお、会員が諸費用の支払義務を負わなくなるのは、休会が認められた月の初日からとし、諸費用について、日割り計算は行いません。

また、本クラブの施設の利用を再開する場合についても、諸費用について、本クラブの施設の利用を再開する日が属する月から支払義務が発生するものとし日割り計算は行いません。

4. 休会は、休会届を提出し、休会を行いたい旨を申告した月の翌月の初日から認められるものとします。ただし、休会を行いたい旨の申告のタイミングが、当該月の諸費用の請求停止期限（当月の月会費の口座引き落としまたはカード決済を停止することが可能な期限のこと）を言い、お客様の支払い方法により異なります。以下同様とします）以降となった場合には、当該月の翌々月の初日から休会が認められるものとし、翌月の諸費用を請求させていただき、翌月の諸費用相当額の払い戻しは行いません。

5. 休会期間は、最長連続6ヶ月とします。なお、休会期間が6ヶ月を経過した場合には、会員が第17条の規定により退会をした場合を除き休会が終了するものとし、休会が終了した日の属する月の翌月から諸費用の支払義務が発生するものとします。

6. 休会を行う場合、所持しているクーポンの有効期限の延長が認められるものとします。

第17条（退会）

1. 会員は、自己都合により本クラブを退会するときは、本クラブのスタッフに対して退会届を提出し、退会を行いたい旨を申告するものとします。

2. 会員の申告により、退会処理が行われますが、会社による退会処理完了のタイミングが、退会希望月の月会費の請求停止期限以降となった場合には、翌月の諸費用を請求させていただき、翌月の諸費用相当額の払い戻しは行いません。

3. 退会時に所持しているクーポンに対する払い戻し処理は行いません。

2025年7月31日改訂